

財 関 第 203 号
令和 4 年 3 月 28 日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 阪 田 渉

種苗法施行令で指定される「加工品」の範囲について

標記のことについて、別添のとおり、農林水産省輸出・国際局長から通知があったことから、令和 4 年 4 月 1 日からは、これにより実施されたい。

なお、この通達の実施に伴い、「種苗法施行令の解釈上の留意点等について」（平成 17 年 11 月 30 日財関第 1522 号）は廃止する。